

## 資料4:臨海部防災拠点マニュアルの 見直しの方向性について(案)

---

課題	見直しの方向性(案)
<p>①－ 1. これまで海上保安庁や自衛隊等によって耐震強化岸壁を含む臨海部防災拠点が利用されたものの、現マニュアルは緊急物資の輸送のみを前提に耐震強化岸壁の規模等について目安を定めている。</p>	<p>施設規模ごとに海上保安庁や自衛隊がどのような運用が行うことができるかマニュアルに記載し、港湾管理者が、地域防災上、適切な規模の施設計画を検討できるようにする、又は、人員・車両・機材・燃料等を受け入れることも考慮し施設規模の目安を定めるべきではないか。</p>
<p>①－ 2. 東日本大震災ではフェリーによる緊急輸送が復旧に大きく貢献したものの、現マニュアルではフェリーの利用を想定していない。</p>	<p>クレーンなしで荷役できるフェリー輸送は災害時に極めて有用。フェリーの利用を想定した耐震強化岸壁の規模・配置、構造や付帯設備等についてマニュアルに記載すべきではないか。</p>
<p>①－ 3. 離島災害において港湾を通じた住民避難が行われたものの、現マニュアルでは船舶を活用した避難について想定していない。</p>	<p>耐震強化岸壁の目的に住民避難を追加するとともに、住民避難を行う場合に必要なハード面・ソフト面での整備についてマニュアルに記載すべきではないか。</p>
<p>①－ 4. 東日本大震災において津波被害が生じたものの、臨海部防災拠点自体の津波からの復旧方策等について現マニュアルについて記載されていない。</p>	<p>例えば、防災拠点内に堆積した土砂等や航路に埋没した沈降物の仮置き場の確保、必要な復旧資材の整備、(備蓄倉庫等がある場合は)施設の浸水防止措置、港湾BCPの策定、防災協定等のソフト面での対策についてマニュアルに記載すべきではないか。</p>
<p>①－ 5. 東京湾及び大阪湾において基幹的広域防災拠点の整備がなされたり、広域を対象とした港湾BCPが策定されつつあるものの、現マニュアルでは広域連携の具体的なイメージが記載されていない。</p>	<p>基幹的広域防災拠点や広域を対象とした港湾BCPにおける臨海部防災拠点の港湾間連携に係る事例をマニュアルに記載し、広域連携の促進を進めるべきではないか。</p>

課題	見直しの方向性(案)
<p>②-1. 岸壁の耐震強化状況と比較して、臨港道路の耐震強化や埠頭用地の液状化対策は進んでいない。</p>	<p>緊急輸送ルートに至る臨港道路や耐震強化岸壁背後の埠頭用地の液状化対策(事前)・迅速な応急復旧対策(事後)を進めるよう、マニュアルで促すべきではないか。                  応急復旧対策については防災訓練等の場において関係者間で手順等の習熟を行うべきではないか。</p>
<p>②-2. 現マニュアルでは施設規模について目安を示しているが、地域の実情に応じた必要施設規模の検討がなされているか不明。                  例：耐震強化岸壁の水深は7.5m～10mが3分の2程度を占めている。</p>	<p>港湾ごとのニーズをふまえた適切な規模の施設計画がなされるよう、幅をもった形で施設規模の目安を示したり、施設規模に応じた運用イメージを記載してはどうか。</p>
<p>②-3. 現マニュアルでは耐震強化岸壁とオープンスペースを隣接することを推奨しているが、現状ではこれらが隣接していない場合がある。</p>	<p>耐震強化岸壁とオープンスペースが隣接地に整備されていない場合、これらを接続する臨港道路を発災時には一般車通行止めにするなどについて検討を行い、地域防災計画や港湾BCP等に位置づけることを、マニュアルの中で促すべきではないか。</p>